

第五條 本組合本部及び支部の經費は共に組合費の四分の一を以て之に充つ
 第六條 組合費の四分の一を以て機關紙券（勸募紙券）として充つるべきものなり
 第七條 本組合は本部の収入によりなる財產及び事業又は財産より生ずる収入は組合本部
 第八條 支部の収入によりなる財產及び財産より生ずる収入は支部に屬す
 第九條 本組合は組合の目的を達せんが爲め左の事業を行ふ
 第十條 本組合は代議員會の決議により改正する事を得
 第十一條 本組合は組合の福利を増進するに必要なる事業但し細則は別に定む
 第十二條 本組合は本部の収入によりなる財產及び事業又は財産より生ずる収入は組合本部
 第十三條 支部の収入によりなる財產及び財産より生ずる収入は支部に屬す
 第十四條 本組合は組合の目的を達せんが爲め左の事業を行ふ
 第十五條 本組合は代議員會の決議により改正する事を得
 第十六條 本組合は組合の福利を増進するに必要なる事業但し細則は別に定む
 第十七條 本組合は本部の収入によりなる財產及び財産より生ずる収入は組合本部
 第十八條 支部の収入によりなる財產及び財産より生ずる収入は支部に屬す
 第十九條 本組合は組合の目的を達せんが爲め左の事業を行ふ
 第二十條 本組合は代議員會の決議により改正する事を得

本規約は代議員會の議決を経て之を訂定し、公布し、之を實行す

幹部會規則

第一章 總則
 第一條 幹部會は本組合規約第九條第三項に從ひ組織し、其の任務を執行す

第二條 幹部會は本部事務所建設費に積立らるるの會計事務を之を監督す
 第三條 本組合の外事事務に關するは其事務に適應する實行委員を幹部會に於いて選任し之
 第四條 本組合の購買事業は皆定額と組合の特約により組合員の特成を持つて臨時に之
 第五條 購買委員は支部中より選任し之に當らしめ臨時本部員となす
 第六條 購買に依り得たる利益は本部事務所建設費に積立らるるの會計事務を之を監督す

第七條 幹部會は本部事務所建設費に積立らるるの會計事務を之を監督す
 第八條 購買委員は支部中より選任し之に當らしめ臨時本部員となす
 第九條 購買に依り得たる利益は本部事務所建設費に積立らるるの會計事務を之を監督す

第十條 幹部會は本部事務所建設費に積立らるるの會計事務を之を監督す
 第十一條 購買委員は支部中より選任し之に當らしめ臨時本部員となす
 第十二條 購買に依り得たる利益は本部事務所建設費に積立らるるの會計事務を之を監督す

第十三條 幹部會は本部事務所建設費に積立らるるの會計事務を之を監督す
 第十四條 購買委員は支部中より選任し之に當らしめ臨時本部員となす
 第十五條 購買に依り得たる利益は本部事務所建設費に積立らるるの會計事務を之を監督す

第十六條 幹部會は本部事務所建設費に積立らるるの會計事務を之を監督す
 第十七條 購買委員は支部中より選任し之に當らしめ臨時本部員となす
 第十八條 購買に依り得たる利益は本部事務所建設費に積立らるるの會計事務を之を監督す

第十九條 幹部會は本部事務所建設費に積立らるるの會計事務を之を監督す
 第二十條 購買委員は支部中より選任し之に當らしめ臨時本部員となす
 第二十一條 購買に依り得たる利益は本部事務所建設費に積立らるるの會計事務を之を監督す